

## 介護職員初任者研修学則

介護員養成研修事業について「和歌山県介護員養成研修事業実施要綱」に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですので、充分ご理解の上、受講いただきますようお願いいたします。

説明年月日 年 月 日  
説明者 所属  
氏名 印

事業者名称	社会福祉法人神愛会
代表者職氏名	理事長 宮崎靖子
資本金	
主たる事業所の所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 2754-3 0739-47-1234
研修事業を実施する事業所の所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 316-56 0739-47-1234
問い合わせ先 (担当者名)	TEL0739-47-1234 FAX0739-47-4329 E-mail kensyu@shinai.or.jp 担当 ( 崎山賢士・赤木雅哉)
研修名称	愛の園 介護職員初任者研修
研修目的	本研修は、介護職員として現在介護サービスに従事している者、これから従事しようとする者を対象とし、介護に携わる者、または携わろうとする者が、業務を遂行するために必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにし、良質な介護職員を確保するために実施する。
講義の方法	介護職員初任者研修 通信課程
使用テキスト	長寿社会出版センター6版 介護職員初任者研修テキスト
受講対象者	本研修の受講対象者は、次に該当する者であって、社会福祉法人神愛会が適当と認めた者とする。 (1) 社会福祉法人神愛会従事者または従事予定者 (2) 実際介護業務に携わることができる健康な人 (3) 自動車運転免許を有し、地域で自主活動できる人
受講定員	10名
募集期間	平成31年1月4日 ~ 平成31年1月31日

研修期間	平成 31 年 2 月 3 日 ～ 平成 31 年 5 月 26 日
研修日程及び講師	研修を修了するためには全ての履修しなければならないカリキュラムは別添のとおりとする。なお、カリキュラム及び講師については、講師の都合等により変更することがある。
研修実施場所 (講義)	特別養護老人ホーム愛の園 (和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 316-56 Tel 0739-47-1234)
研修実施場所 (演習)	特別養護老人ホーム愛の園 (和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 316-56 Tel 0739-47-1234)
研修修了の評価 (認定) 方法	<p>○全ての学科の項目を履修していること。</p> <p>○修了検定について 修了評価は筆記試験にて、担当講師がその評価を行い、7割以上の正解をもって評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には1時間の補習を行い、再評価を行う。基準に達するまで再評価を行うが、2回目以降の再評価に係る補習については、1時間につき1,000円の料金が発生することとし、現金で補習前に事務へ納入することとする。(評価者：崎山賢士)</p> <p>○通信課程について 通信教育による評価を行う。受講者は、課題への解答を期限までに提出すること。また、7割以上の正解率をレポートの合格基準とする。(評価者：科目担当講師)</p> <p>○通学課程(演習項目)について 通学課程のうち演習項目の実技においては、評価基準に基づき項目別に評価を行い、各基準に達するまで再評価を行う。 評価基準(チェック項目) A=「よくできている」 9割以上 B=「できている」 8割以上 C=「概ねできている」 7割以上 D=「できていない」とする。7割未満 ※D判定の者は、基準に達するまで再評価を行う。 (評価者：科目担当講師)</p>
補講の実施方法及び取扱い	<p>研修の一部を欠席した者で、やむを得ない理由であると認められる場合は、補講を行う。また、その際の補講料は無料とする。</p> <p>※補講の実施と方法:原則として特別養護老人ホーム愛の園にて実施する予定であるが、近隣の他施設等で実施する場合もある。</p> <p>○やむを得ない理由とは以下①②③とする。</p> <p>①病気、けがをしたため。(医師の診断書が必要とする)</p> <p>②避けることのできない事故(水害、火災、地震、暴風風雪、交通障害など)。</p> <p>③その他やむを得ないと認められる理由があったとき。</p>

<p>受講申込方法</p>	<p>募集手続きは次のとおりとする。</p> <p>1. 受付期間 平成 31 年 1 月 4 日～1 月 31 日</p> <p>2. 申込方法 受講対象者に該当し、かつ受講を希望する者が、受講申込書を社会福祉法人神愛会に郵送または直接提出するものとする。</p> <p>3. 選考方法 指定日に面接において選考する。 面接場所は社会福祉法人神愛会の指定する場所とする。 定員 10 名に満たなくとも面接を実施するものとする。 面接において学習意欲が低い者、受講困難とみなされる者は受講できないことがある。</p> <p>4. 受講決定 開講日前日までに電話等にて決定を通知する。 なお、参加申し込み者が 1 名でもこの研修は開催とする。</p>
<p>研修受講料</p>	<p>70,000 円 開校日までに納付とする</p>
<p>受講料補助制度</p>	<p>資格取得後当法人に就職した場合全額返還。 当法人職員の受講は無料。 学生（高校・専門学校・大学生）の受講は半額を補助</p>
<p>解約規定</p>	<p>入金後本人都合にて受講を取り止める場合、研修開始以降の返金はできない。当方都合で講座中止をした場合は金額を返金とする。ただし天災・気象状況等により、やむを得ず日程を変更する場合は、予定外の日程に参加する事を予め了承を得る。</p>
<p>個人情報の取扱い</p>	<p>受講生から知りえた個人情報については、厳格な管理のもと、決して公表することがないようにする。</p>
<p>和歌山県への報告</p>	<p>「介護職員初任者研修」修了者は、和歌山県の管理する修了者名簿に記載される。</p>
<p>その他研修受講に関する規定</p>	<p>また、次の各号に該当する者に対して、研修実施事業者は受講を取り消すことができる。</p> <p>(1) 意欲が著しく欠けると認められる者。 (2) 学習研修の秩序を乱し、その他の受講生としての本分に反した者。 (3) 受講生自身が、受講継続意思のない者。 (4) その他、当会が不相当と見なした者。</p> <p>なお、受講生が研修途中で上記の理由により受講を中止する場合、及び就職の決定により受講が困難となった場合、「退講扱い」とし、必ず、「退講届」を提出することとする。</p> <p>また、この者についての既に履修した時間については、無効とする。</p>